

第43集

あかゐいこころ

差別のない明るい社会を目指して



江府町人権・同和教育推進協議会

江府町

江府町教育委員会

目次

戦後の歩み 1

ハラスメントってなに？ 7

第二十五回「人権・同和問題啓発標語」入選作品 11

第二十五回「人権・同和問題啓発作文」入選作品 12

最優秀賞作品 『世界に目を向けて』

江府中学校 三年 山岡 愛

戦後の歩み

鳥取県では、一九四七年（昭和二十二）「部落解放全国委員会鳥取支部連合会」【一九五五年（昭和三十）「部落解放同盟鳥取県連合会」と改称、以下「部落解放同盟県連」と略称】が結成され、一九四九年（昭和二十四）には戦後初めて県で同和対策事業の予算が組まれました。一九五一年（昭和二十六）には部落解放同盟県連大会も開かれ、差別解消に向けた活動が本格化し、労働組合との連携、山林闘争の支援、たびたび発生する差別事象への対応等、組織的な取組が始まりました。一九五三年（昭和二十八）全国同和教育研究協議会（以下「全同教」と略称）が発足して研究大会が開催されるようになり、鳥取県では一九五五年（昭和三十）第三回大会から八頭郡同和教育研究会が参加しました。次いで、一九五八年（昭和三十）全県的な「鳥取県同和教育研究協議会」設立に発展しました。

部落解放同盟の活動によって差別事象の責任は行政の停滞にあるとし、行政施策を要求する運動が高まり、同和問題の抜本的解決を図る総合的対策を要求する気運の高まる

※注1 山林闘争・・・共有林の供用者になることも差別により妨げられていた人たちが、入会権など他集落と同様の分与を求めた運動（山林解放闘争、山林解放運動）

※注2 停滞・・・物事が順調に進まないこと

※注3 抜本的・・・根本に立ち戻って悪い点や不都合な点を改めて正しくすること。

※注4

中、一九五七年（昭和三十二）^{※注5} 部落解放国策樹立国民会議が結成され、国会に提出した^{※注6}

国策樹立の請願が採択されました。これを受けて政府は翌年、同和問題閣僚懇談会を設

け、関係各省の行政施策の中に同和対策を取り入れることにしました。また、各政党で

も特別委員会を設けて同和対策を検討し、各

党で同和対策要綱が作られました。そして

一九六〇年（昭和三十五）、臨時国会に超党派^{※注7}

で同和対策審議会設置法案が提出され、全員

一致で可決されました。

教育分野でも差別解消の取組が始まり、社

会が経済的に立ち直っていく環境の中で、

一九六一年（昭和三十六）十二月内閣総理大

臣は同和対策審議会に対して「同和地区に関

する社会的及び経済的諸問題を解決するため



※注8

の基本的方策」について諮問^{しもん}しました。審議会は、「同和問題は人類不変の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障^{ほしょう}された基本的人権にかかわる課題である。これを未解決に放置する事は断じてゆるされないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民の課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。（中略）時あたかも、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動が見られようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。」との基本認識のもとに、三年半にわたる審議の末、一九六五年（昭和四十）八月答申（「同和対策審議会答申」以下「同対審答申」と略称）がなされました。そこには、現状調査に基づき、「恥ずべき社会悪を払しょくして、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日も速やかに実現されるよう政府の処置に期待する」としています。

同対審答申は、同和問題の本質として、

一、近世初期（江戸時代）において政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定

※注4 国策樹立・・・国家の政策としてしっかりとちたてる

※注5 請願・・・目上の人などにねがいでること

※注6 採択・・・いくつもあるものの中から選んで取り上げること

※注7 超党派・・・党派の利害を超えて複数の組織の関係者が、ある問題についてまとまった態度をとること

※注8 諮問・・・有識者または一定機関に、意見を求めること



地域に定着して居住することにより形成された集落である。

二、一八七一年（明治四）※注9 だいじょうかんふこく 太政官布告第六十一号

によって制度上の身分は解消されたが、社会全体※注10 ほうけんに封建的な身分階層秩序が残っており、差別解消には進まなかった。※注11 かいそうちつじょ

と位置づけ、現状について実態調査をもとに、世帯数※注12 こんじゅうと人口、混住の傾向、就業の状態、立地条件、婚姻、教育状況、生活環境、生活水準、生活福祉、同和問題意識に及ぶ考察を行い、一般地区との環境並びに意識の差を明らかにしました。

その上で、同和対策の具体案として、

一、社会的、経済的、文化的に同和地区の生活水準の

向上を図り、一般地区との格差をなくすこと。

二、学校教育、社会教育を通じて同和教育の徹底てつていを図るとともに、人権擁護ようご活動を展開すること。

三、同和問題を社会開発および経済開発の中に正しく位置づけること。

として、環境改善、社会福祉、産業・職業、教育問題、人権問題に関する対策についての意見が出されました。

審議会は、これら具体策を強力かつすみやかに実施することが国の責務であるとして、次の六項目の実現を図ることが重要であるとししました。

一、明確な同和対策の目標のもとに特別の措置そちを規定する「特別措置法」を制定すること。

二、施策の計画の策定及び円滑な実施などについて協議する「同和対策推進協議会」を設置すること。

三、国は地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する財政的助成措置を強化すること。

※注9 太政官布告……明治維新後、太政官の発した法令の形式

※注10 封建的……一般に、上下関係を重視し、個人の自由や権利を認めないさまをいう

※注11 階層秩序……社会的、経済的地位がほぼ同じ程度の人々の集団が基準となつて格付け、識別され位置付けられた状態

※注12 混住……一つ家に数家族が雑居する

四、施策の推進を補完するため事業団形式の組織を設立すること。

五、各種企業育成のために特別の融資について配慮すること。

六、長期的展望のもとに、総合計画を策定し、環境改善、産業、職業、教育などの各面にわたる具体的年次計画を樹立すること。

これ等に基づいて自治体を始め社会の各分野での取組が開始されました。

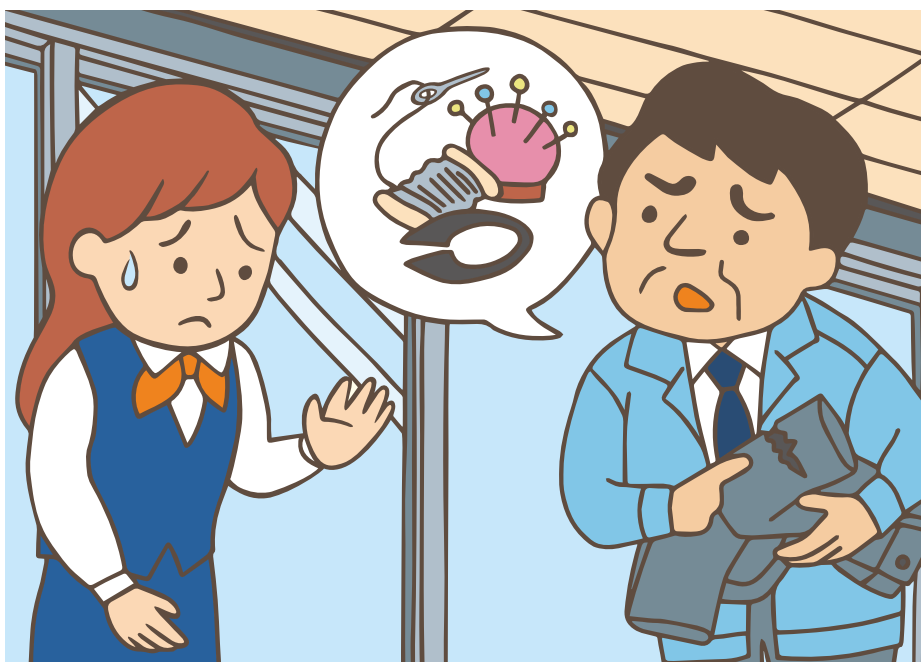
今年は「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と呼びかけた水平社創立百年、同対審答申から五十七年が経過しました。改めて同対審答申を読むと、人権問題に向き合おうとする意気込みを感じます。特別措置法の実施により、環境改善は進みましたし、同和教育が深まることによって人権問題は広く認識されるようになりましたが、インターネット上の書き込みなど卑劣な行為は依然として後を絶たない状況にあります。同対審答申にある「同和問題は社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象である。」とする認識を今一度再確認し、社会問題として取組を引き継いでいきたいものと思います。

ハラスメントってなに？

【Aさんの憂鬱^{ゆううつ}】

Aさんは最近、憂鬱です。会社に出かけると決まっ
て言われることがあるからです。Aさんはもうすぐ
入社一年になろうとする県外からの移住者です。入
社当初は張り切りすぎて失敗もありましたが、仕事
にもこの町にも段々と慣れてきました。

少し前のことですが、上司から本来の仕事ではな
いことを指示されました。会社の同僚が、倉庫で作
業中、ズボンのすそをひっかけ破いてしまった時で
した。「Aさんこれ直してくれないかな。」「すみませ
ん。私経験がないので出来ません。」「えー。こんな



ことも出来ないのー。」「本業もまともに出来ないんだから、これ位やってくれないと困るよ。」「お母さんに教えてもらわなかったのかね。」「お母さん、何やってたのかね。顔を見てみたいもんだね。」「これじゃ、良いお嫁よめさんになれないよ。」「そもそも彼氏もないんじゃないの。」「会社辞めて花嫁修業でもしたらどうかね。」「Aさんはどう言って良いか分からず下を向いたままでした。それ以来、身内のことや将来の結婚のことまで言われるようになりました。今の仕事は自分に向いているようで、ずっと続けたいと思うのですが、仕事以外で評価をされるようではこの先不安になります。そして何より、黙っている自分が嫌になってくるのです。

皆さんはどう思われましたか？ 私たちの町にはこの



ような職場はないと思いますが、このやり取りのどこに問題があるのでしょうか？

まず、「^{パワハラ}（パワーハラスメント）」です。上司と部下の関係であらゆることを否^{いやおう}応なしに押し付けています。次に「モラハラ」（モラルハラスメント）です。裁縫^{さいほう}の経験^{けんけん}が有る無しや、上手^{じょうず}下手^{へた}、さらにはその家族まで評価することは、業務以外のことであり適切ではありません。そして、男女を問わず恋愛や性的なことを話題にする「セクハラ」（セクシャルハラスメント）、独身者に対して結婚を話題とする「マリハラ」（マリッジハラスメント）です。また、全体を通してみると本人の希望に反して、自主退職^{たいしよく}せざるを得ない場合には「リスハラ」（リストラハラスメント）に相当する場合があります。このようにハラスメントは、特定の相手に対して継続的に行^{おこな}う処^{ところ}に基本的な特徴^{とくちょう}があります。たとえ「ささいな」嫌^{きら}がらせ行為^{こうゐ}だったとしても、その行為が日常的に「繰り返し」「しつこく」「間断^{かんだん}なく」行われると、相手は耐え切れず、心身に大きな悪影響^{あくえいきやう}を受けます。ハラスメントは、人が安全・安心して働き、暮らすことを妨^{さまた}げ、本来の持ち味や能力を発揮^{はつき}する機会を奪^{うば}う行為です。

【ハラスメントと人権】

私たちの社会生活には実に沢山たくさんの人との接触やつながりがあります。多くの場合、言葉や文字、表情によって意思や感情を伝えます。とりわけ日本人は短い文章やフレーズから多くの内容をくみ取ることをよしとする風潮ふうそうがあります。※注13 古典文学などより受け継がれている文化です。そしてそのことが時として誤解ごかいや軋轢あつれきを生むことがあります。相手を傷つける気持ちがあるうとなかろうと、それ自体をハラスメントといわれる可能性があります。人権意識が高まってきている現在においては八十種類以上のハラスメントがあるといわれています。ぜひ、この機会に学習を深めてみてはどうでしょう。なぜならハラスメントは心身の健康を害し、時に命を奪うことがあるからです。現在、職場のハラスメントを規制する法制度が国内だけでなく国際社会においても整えられつつあります。地域に暮らす人や働く人の心身の健康と安全安心、能力発揮の機会を守るため、なくすべき人権問題として考えることが大切なのです。一度皆さんの周りにどんなハラスメントがあるか考え、話し合ってみてはどうでしょうか。

※注13

風潮……世間一般の傾向。世の中なりゆき

※注14

軋轢……仲が悪くなること

参考資料…公益社団法人鳥取県人権文化センター「くりえいと」より

第二十五回 「人権・同和問題啓発標語」 入選作品

【小学生標語】

◆最優秀賞

一人一人 そんちようしよう 自分の気持ち

五年 穴戸 虹介

◆優秀賞

けんかはやめよう ルールをまもってあそぼうよ

一年 土居星梨菜

おはよう みんなにいたら 元気な一日

二年 川端 美楽

泣いてる子 なぐさめだけで 泣き笑い

三年 高津じゅん平

ワイワイと 遊べる仲間 いい仲間

四年 篠村 実和

いじめや差別 一生治らない 心の傷

六年 篠村 瞬生

(江府町が令和三年度に募集した啓発標語入選作品です。)

第二十五回 「人権・同和問題啓発作文」 入選作品

【中学生作文】

◆最優秀賞

世界に目を向けて

江府中学校 三年 山岡 愛

みなさんは、普段の生活について考えたことはありませんか。世界には、約二百の国があり、約七十七億人が生活しています。しかし、みんなが同じように生活している訳ではありません。政策や法律、生活水準は各国や家庭によって大きく違います。

私たちは毎日、学校に登校して友達と話し、授業を受け、おいしい給食を食べて生活しています。それは日本が、保護者が子供に教育を受けさせる義務「義務教育」が法律によって定められている国だからです。さらに国公立学校では授業料は無償、教科書も国公立学校で無償提供されています。その上、私たちは各教科の学習だけでなく、人との接し方、言葉遣い、集団生活や公共の場でのマナーなど、さまざまな場面でこれからの生活に活かすことができる学習をしています。

では、もし、学校に通えず、算数、数学が学べなかったら、どうなると思いますか。お金の計算ができず、買い物に困難になります。世界では、客が計算できないと知った店員がお金を騙し取る事件も起きています。国語や言葉が学べなかったらどうでしょう。本が読めない、手紙が書けない。それだけではありません。文字で表されている情報を読みとることができず、危険な状態に陥ってしまいます。例えば、「薬」と「毒」の違いがわからず、誤って使ってしまうかもしれません。学校で漢字を習っている私たちは、このようなことにはなりません。

また、技術や知識がなく識字さえままならないため仕事を選ぶことができない人、選挙の投票など

に行けず社会から取り残されてしまう人など、教育が受けられないという理由から、「生きる」ことに関わるたくさんの権利が損なわれている問題が生まれています。

世界では一億二千万人の子どもたちが、「通いたくても通えない」「通うことができない」という状況下にあります。その理由は、家事や育児の手伝い、水汲み、金銭の問題、教育の軽視などの家庭事情や、戦争、男女格差、教師不足など様々です。

私たちが過ごしている今この瞬間も、生きるために懸命に働き、苦しんでいる同じ年代の子どもたちがたくさんいます。みんな同じ権利を持って生まれたのに、国の状況や環境が違うだけで出来ることが限られてしまっているのです。さらに一般的に「常識」と呼ばれるものを学ぶ機会を与えられていません。これはあっているいい違いなのでしょうか。

SDGs、持続可能な社会目標の四項目に「質の高い教育をみんなに」、十項目に「人や国の不平等をなくそう」とあるように教育格差や国の格差は、大きな国際問題となっています。「私たちにできることは何か」と考えるには、大きすぎるテーマかも知れません。戦争を止めることも、先生になってもあげることができません。でも、ごはんを残さない。文房具を使い切る。私たちが今からできることはたくさんあります。二〇三〇年、SDGs達成の年に向けて、普段の生活を振り返り、自分ができることは何か、改めて考えてみてください。小さな行動が「誰ひとり取り残さない世界」に近づく一歩となり、誰かを助けることができるかも知れません。

◆優秀賞

「相談できる存在に」

江府中学校一年 吉田 紗彩

「オリンピック・パラリンピック」

江府中学校二年 清水 悠輝

(江府町が令和三年度に募集した啓発作文入選作品です。)

生涯学習基本テーマ
明日へ生きる私を求めて

第43集/2023年2月15日

印刷 富士印刷有限公司
イラスト 門脇 多美

無断転載禁止